

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する事務
②事務の概要	<p>【母子保健事業に関する事務】</p> <p>母子保健法の規定に則り、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、独自の母子保健関連事業についても同様に情報の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務</p> <p>②母子保健事業に関する記録</p> <p>③情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供</p> <p>【妊婦のための支援給付に関する事務】</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき妊婦の産前産後期間における心身および経済的負担の軽減を目的に申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表70, 127, 135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95, 96, 155の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 48, 71, 80, 95, 112, 125, 161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-2303 兵庫県加西市北条町古坂1072-14 加西市福祉部健康課 電話 0790-42-8723
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-2303 兵庫県加西市北条町古坂1072-14 加西市福祉部健康課 電話 0790-42-8723
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的にガイドライン」の次の留意事項等を順守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的にガイドライン」の次の留意事項等を順守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	2015/6/1	2017/7/1	事後	
平成29年7月1日	I-3-2 課長	健康課 課長 河原 崇	健康課 課長 深江 克尚	事後	
平成29年7月1日	II-1 対象人数	平成27年5月14日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月14日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-4-2 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) なし (別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 70 (別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項	事後	
令和1年6月28日	I-5 評価実施機関における担 当部署②/所属長の役職名	健康課 課長 深江 克尚	健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成29年7月1日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年7月1日	I-4-2 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 70 (別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項	情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第二の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第38条の3 情報提供の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第二の56の2、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第38条の3	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月1日	I-3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための 番号利用に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の49の項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の49の項	事後	
令和3年9月1日	I-4-2 法令上の根拠	情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第二の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第38条の3 情報提供の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第二の56の2、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第38条の3	情報照会の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第38条の3 情報提供の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二の56の2、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第38条の3	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月1日	II-1 対象人数	令和1年6月20日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 取扱者数	令和1年6月20日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和7年7月11日	評価書名	母子保健事業に関する事務	母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する事務	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	加西市は、母子保健事業に関する事務の特定 個人情報ファイル	加西市は、母子保健事業・妊婦のための支援給 付に関する事務の特定個人情報ファイル	事後	
令和7年7月11日	公表日	令和7年5月12日	令和7年7月11日	事後	
令和7年7月11日	I-2 事務の名称	母子保健事業に関する事務	母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する 事務	事後	
令和7年7月11日	I-2 事務の概要	母子保健法の規定に則り、母子健診情報の管 理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行 う。また、独自の母子保健関連事業についても 同様に情報の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊婦の届出、母 子健康手帳の交付に関する事務 ②母子保健事業に関する記録 ③情報提供ネットワークシステムへの妊婦届 データ提供	母子保健法の規定に則り、母子健診情報の管 理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行 う。また、独自の母子保健関連事業についても 同様に情報の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊婦の届出、母 子健康手帳の交付に関する事務 ②母子保健事業に関する記録 ③情報提供ネットワークシステムへの妊婦届 データ提供 【妊婦のための支援給付に関する事務】 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に 基づき妊婦の産前産後期間における心身および 経済的負担の軽減を目的に申請に基づく審査、 支給決定などに関する事務を行う。	事後	
令和7年7月11日	I-3 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一の49の項	第9条第1項 別表70、127の項	事後	
令和7年7月11日	I-4-2 法令上の根拠	情報照会の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第38条の3 情報提供の根拠: 番号法第19条第8号及び別表第二の56の2、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第38条の3	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表05、155の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項	事後	
令和7年7月11日	I-5① 部署	健康福祉部健康課	福祉部健康課	事後	組織改正による名称変更
令和7年7月11日	I-7 請求先 及び I-8 連絡先	〒675-2303 兵庫県加西市北条町古坂1072-14 加西市健康福祉部健康課 電話 0790-42-8723	〒675-2303 兵庫県加西市北条町古坂1072-14 加西市福祉部健康課 電話 0790-42-8723	事後	組織改正による名称変更
令和7年7月11日	II-1 対象人数 及び II-2 取扱者数	令和3年9月1日時点 特に力を入れている	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月11日	IV-2、3、5、6、7		十分である	事後	
令和7年7月11日	IV-8、10、11	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和8年2月28日	公表日	令和7年7月11日	令和8年2月28日	事後	
令和8年2月28日	I-3 法令上の根拠	第9条第1項 別表70、127の項	第9条第1項 別表70、127、135の項	事後	
令和8年2月28日	I-4-2 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表05、155の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表05、96、155の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項	事後	